

消費税の確定申告について

今秋は、米価が大きく上昇したうえ、県内の作況指数も3年ぶりに「102(やや良)」との発表があり、これまで消費税の確定申告と納付義務が免除されていた免税事業者(売上額 1000 万円以下)であっても令和8年から課税事業者になる可能性があります。

だからこそ、改めて「消費税」について学んでみましょう！

1. まず知ろう 「個人事業主が課税事業者となる条件やタイミング」

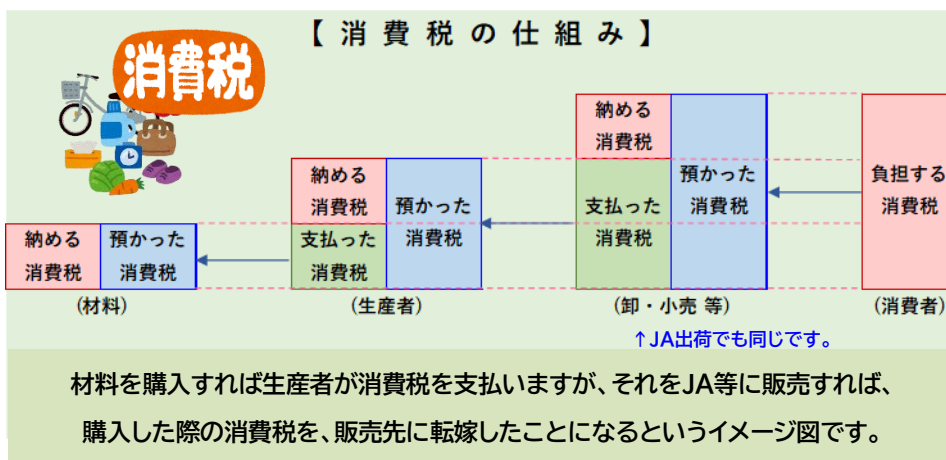
- 課税期間より前々年(基準期間)の課税売上高が 1,000 万円超
- 特定期間(前年の 1 月 1 日～6 月 30 日)の課税売上高が 1000 万円超、かつ給与支払額が 1,000 万円超
- 消費税課税事業者選択届出書を提出している
- 適格請求書発行事業者の申請を提出している(インボイス制度)

※現在免税事業者である場合、今年の課税売上金額には消費税は含まれていないため税抜処理はせず、その課税売上金額がそのまま基準期間における課税売上高となります。



2. まず知ろう 消費税の「仕組み」と「種類」について

消費税は、生産者や小売店等の事業者に負担を求めるものではなく、税金分は販売する商品やサービスに含まれており次々と転嫁(てんか)され、最終的に商品の消費又はサービスの提供を受けた消費者が負担する仕組みです。



転嫁(てんか)という言葉は普段はあまり使わないかもしれませんが、価格転嫁、責任転嫁などという言葉であればイメージがわかりやすいですね☆
 消費税は消費者から預かっているということになります。



消費税には標準税率(10%)と軽減税率(8%)の2種類あり、飲食料品(お酒・外食を除く)等の購入に係わる税率は軽減税率(8%)が適用されており、農産物の多くはこの軽減税率対象品(米、酒米、野菜、果樹、食肉など)となります。

※飼料用米、花(観賞用)、苗木、栽培用の種子などは10%となります。

3. まず知ろう 消費税の計算方法について

消費税の確定申告における計算方法には、一般課税と簡易課税制度の2種類があり、基準期間(今年)の課税売上高が5,000万円以下の事業者であれば、簡易課税の適用を受けようとする課税期間の初日の前日(令和7年12月31日)までに、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。(一度選択すると2年間は継続しなければなりません)

なお、簡易課税制度の適用を受けている事業者が一般課税に変更しようとする場合、その課税期間の初日の前日(令和9年12月31日)までに、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

簡易な計算方法における事業区分とみなし仕入率は以下のとおりで、



【事業区分とみなし仕入れ率】

事業区分	第1種事業	第2種事業	第3種事業	第4種事業	第5種事業	第6種事業
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%

農業の大部分は第2種事業に該当し、みなし仕入れ率は80%となります。

※農産物販売収入(食用)=80%、作業受託料=60% など事業区分に応じてみなし仕入れ率が設定されていますが、課税売上げに占める農産物販売収入の割合が3/4以上であれば、全てみなし仕入れ率80%で計算ができます。

事業区分	みなし仕入れ率	該当する事業
第2種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品をその性質、形状を変更しないで販売する事業で第1種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食物品の譲渡に係る事業)をいいます。

- 一般課税は、課税売上高にかかる消費税額から、事業者が購買品や流通経費等で支払った消費税を差し引いて求めますが、取引の中には消費税率が10%だったり、8%だったりと様々なほか非課税取引は除外するなど計算は複雑になりますが、課税期間に大きな投資(トラクター・コンバイン等)がある場合には、節税の可能性もあります。
- 簡易課税制度は、課税売上高にかかる消費税額に事業区分ごとに定められたみなし仕入率を掛け、その金額を仕入れなどにかかった消費税として計算しますので、複雑な仕分け作業の必要もなく簡易に計算できますので、初心者の方にはこちらをお勧めします。

消費税申告が必要となる課税期間までは
まだ時間がありますので、十分に検討し消費税申告に備えましょう。
詳しい内容を知りたい方は
JAこまち担い手支援課(0183-78-2244)までお問い合わせください。

